



諫早労働基準監督署発表
令和4年12月12日(月)

令和4年12月12日

【照会先】

諫早労働基準監督署

署長 にしかわのぶゆき 西川伸之

○監督課長 いしづひろき 石津洋超

電話 0957 - 26 - 3310

労働安全衛生法違反容疑で2つの事件を書類送検

諫早労働基準監督署(署長 西川伸之)は、本日、労働安全衛生法違反の容疑で、以下の2つの事件を長崎地方検察庁に書類送検しました。

【 1つ目の事件 】

～墜落防止措置を講じていなかった疑い～

【事件の概要】

令和2年12月2日、大村市今津町のカーポート設置工事現場において、地上からの高さ約3.5メートルの場所で作業員がカーポートの屋根の骨組み取り付け作業を行う際、墜落防止措置が講じられていなかった疑い。

1 被疑者

(1) 株式会社米村住建

所在地 長崎県長崎市現川町

事業内容 建設工事業

(2) 取締役 A (男性、42歳)

2 違反条文

被疑者株式会社米村住建、取締役 A とともに、労働安全衛生法違反
同法第21条第2項

労働安全衛生規則第519条第2項
同法第119条第1号（罰則）
同法第122条（両罰規定）

3 災害の概要

令和2年12月2日、大村市今津町の屋外に置かれた業務用冷蔵庫（縦約4メートル、横約10メートル、高さ約2.5メートル）の屋根としてカーポートを設置する工事現場において、被疑者株式会社米村住建の作業員Bが冷蔵庫の上でカーポートの骨組みを取り付ける作業を行っていたところ、作業員Bが冷蔵庫の端から約3.5メートル下の通路に墜落し、頸髄損傷の重傷を負うという災害が発生しました。なお、作業員Bが墜落した通路は、冷蔵庫が設置された地面から約1メートル低くなっていました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、高さ2メートル以上の場所で作業を行う場合、墜落による危険を防止するため、足場を組み立てる等の方法により作業床を設ける、墜落制止用器具（安全帯）を使用させることなどが規定されていますが、災害発生当時、このような墜落防止措置が講じられていなかった疑いがあるものです。

5 参考

（事業者の講ずべき措置等）

○労働安全衛生法第21条第2項

事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

○労働安全衛生規則第519条

第1項

事業者は、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下、この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。

第2項

事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取り外すときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

（罰則）

○労働安全衛生法第119条

次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

第1号

第14条、第20条から第25条まで、第25条の2第1項、第30条の3第1

項若しくは第4項、第31条第1項、第31条の2、第33条第1項若しくは第2項、第34条、第35条、第38条第1項、第40条第1項、第42条、第43条、第44条第6項、第44条の2第7項、第56条第3項若しくは第4項、第57条の4第5項、第57条の5第5項、第59条第3項、第61条第1項、第65条第1項、第65条の4、第68条、第89条第5項（第89条の2第2項において準用する場合を含む。）第97条第2項、第105条又は第108条の2第4項の規定に違反した者（第2号から第4号 略）

（両罰規定）

○労働安全衛生法第122条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

【 2つ目の事件 】

～ 車両系建設機械の接触防止措置を講じていなかった疑い～

【事件の概要】

令和3年10月30日、長崎県諫早市小長井町内の農地の復旧作業現場において、作業員が車両系建設機械での運転作業を行う際、車両系建設機械の作業範囲への立入禁止又は誘導者の配置をせず、機械による危険を防止するための必要な措置を講じていなかった疑い。

1 被疑者

(1) 株式会社長里建設

所在地：長崎県諫早市小長井町

事業内容：建設工事業

(2) 現場代理人 C (男性、45歳)

2 違反条文

被疑者株式会社長里建設、現場代理人 C とともに、労働安全衛生法違反

同法第20条第1号

労働安全衛生規則第158条第1項

同法第119条第1号(罰則)

同法第122条(両罰規定)

3 災害の概要

令和3年10月30日、被疑者 C が現場代理人を務める長崎県諫早市小長井町内の農地において崩れた畑の法面の復旧作業のため、作業員 D が車両系建設機(パワー・ショベル)を運転し、作業員の E と F がパワー・ショベルのバケットから生コンクリートを型枠内へ流し込む作業を行っていたところ、パワー・ショベルのバケットが作業員 E に接触し、作業員 E がパワー・ショベルのバケットと畑の法面との間に挟まれ、同日死亡するという災害が発生しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、パワー・ショベル等の車両系建設機械を用いて作業を行うときは、誘導者を配置する場合を除いて、運転中の車両系建設機械と労働者が接触するおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならないと規定されていますが、災害発生当時に誘導者の配置はなく、運転中のパワー・ショベルと接触する危険性のある箇所で作業員を作業させていた疑いがあるものです。

5 参考

(事業者の講ずべき措置等)

○労働安全衛生法第20条第1号

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

(接触の防止)

○労働安全衛生規則第158条第1項

事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときは、この限りではない。

(罰則)

○労働安全衛生法第119条

次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

第1号

第14条、第20条から第25条まで、第25条の2第1項、第30条の3第1項若しくは第4項、第31条第1項、第31条の2、第33条第1項若しくは第2項、第34条、第35条、第38条第1項、第40条第1項、第42条、第43条、第44条第6項、第44条の2第7項、第56条第3項若しくは第4項、第57条の4第5項、第57条の5第5項、第59条第3項、第61条第1項、第65条第1項、第65条の4、第68条、第89条第5項(第89条の2第2項において準用する場合を含む。)、第97条第2項、第105条又は第108条の2第4項の規定に違反した者 (第2号から第4号 略)

(両罰規定)

○労働安全衛生法第122条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

その他

令和3年に長崎県内では9件の死亡労働災害が発生していますが、そのうち7件が建設業で発生しています。このため、建設業における安全対策の徹底は非常に重要なものとなっています。

諫早労働基準監督署では日頃から安全対策が取られていない危険な現場に対しては作業を停止させるなどの対応を行っているところですが、法違反を原因とする重篤な労働災害を発生させた事業者等には、今後とも司法処分を含め厳正に対処してまいります。